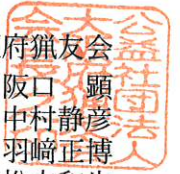


(内閣府) 公益社団法人 大阪府猟友会
会 長 阪口 顕
副会長 中村静彦
副会長 羽崎正博
ORJ 世話役 松本和也



ORJ (Osaka Ryoyu Junction) 主催 4級アマチュア無線技士養成課程講習会開催のご案内

標記の件、下記のとおり開催させていただきます。

皆様におかれましては諸行事運営等でお忙しい中とは存じますが、巻き狩り等でアマチュア無線を使用される予定の方で、資格をまだお持ちでない方はこの機会に受講いただき、法令順守の元に運用いただきますようお願いいたします。

記

アマチュア無線技士養成課程講習会 (第四級標準コース)

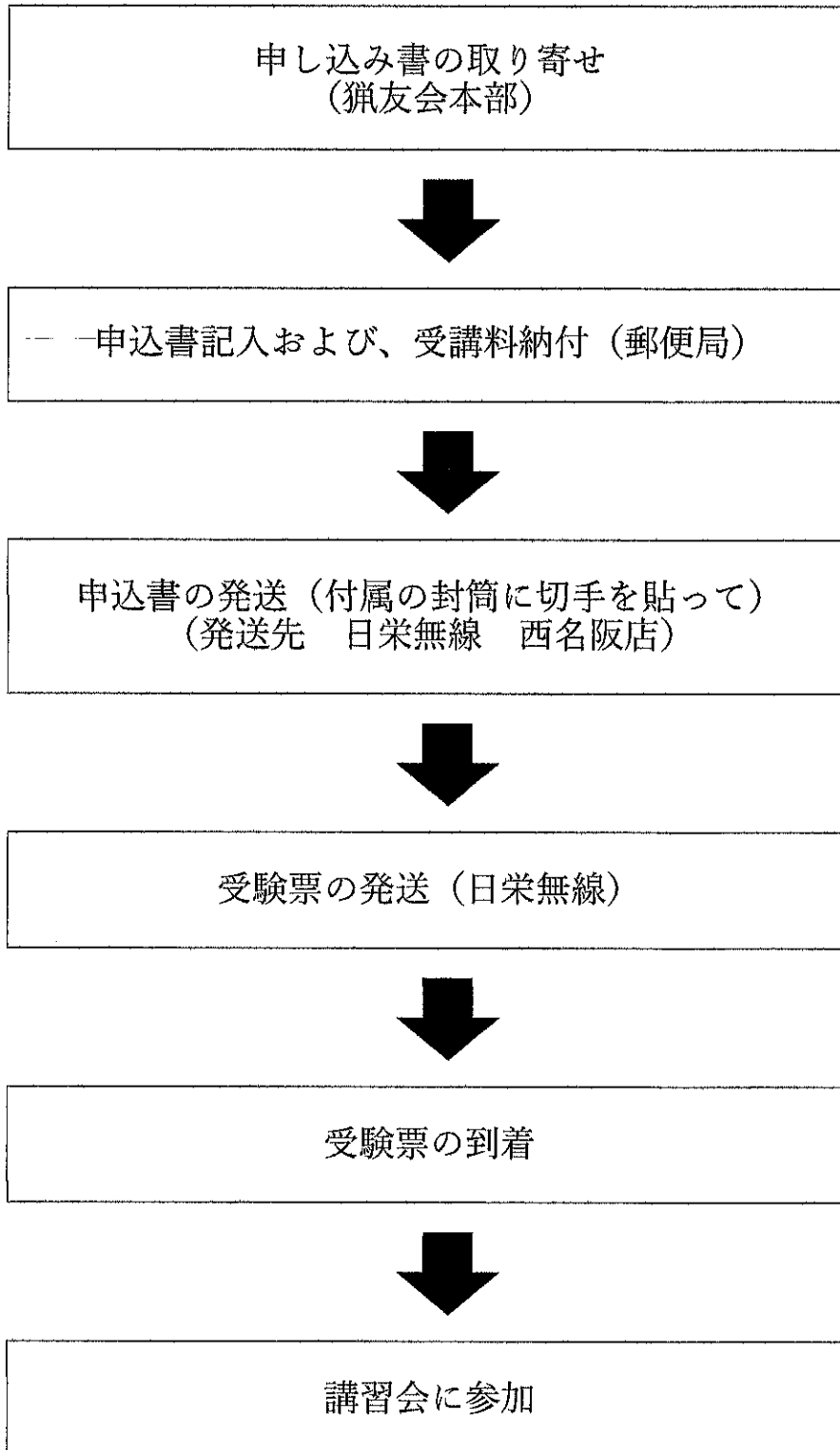
- ① 日 時 令和元年9月7日(土)9時~/15日(日)9時~
注意:2日間受講(法規:6時間 無線工学:4時間)
- ② 場 所 羽曳野市役所 北側A棟2階会議室
- ③ 受講資格 大阪府猟友会会員及び家族、会員加入予定者
- ④ 受講料 一般22750円 18歳以下9750円
- ⑤ 募集人数 30名
- ⑥ 締め切り 8月28日(水)

*本講習は、JARD (一般財団法人 日本アマチュア無線振興協会) 開催のアマチュア無線技士養成課程講習会 (第四級標準コース) となります。

受講し、修了試験に合格すると第四級アマチュア無線技士の免許を取得することができます。

*受講申込書の取り寄せは猟友会本部までお問い合わせ下さい。

申し込みのフロー



電波法令の抜粋・要約

第4条（無線局の開設） 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。（各号省略）

第39条の13（アマチュア無線局の無線設備の操作）

アマチュア無線局の無線設備の操作は、次条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。（以下省略）

第53条

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

第108条の2（罰則）

電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第110条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一 第4条の規定による免許又は第27条の18第1項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者

二 第4条の規定による免許又は第27条の18

第1項の規定による登録がないのに、かつ、第70条の7第1項、第70条の8第1項又は第70条の9第1項の規定によらないで、無線局を運用した者五 第52条、第53条、第54条第1号又は第55条の規定に違反して無線局を運用した者（以下省略）

第113条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

十五第39条第1項若しくは第2項又は第39条の13の規定に違反した者（以下省略）

第114条（罰則）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、第110条、第110条の2及び第111条から第113条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。（一部要約）

総務省 関東総合通信局 電波監理部 電波利用環境課 啓発パンフレットより抜粋

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/re/syuchi/hourei.pdf>